

湯河原町手数料条例の一部を改正する条例新旧対照条文

現 行		改 正 後		備 考
別表（第2条関係） 1 戸籍法（昭和22年法律第224号）関係手数料		別表（第2条関係） 1 戸籍法（昭和22年法律第224号）関係手数料		
手数料を徴収する事項	手数料の金額	手数料を徴収する事項	手数料の金額	
(1) 戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	(略)	(1) 戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく戸籍証明書の交付	(略)	
(2) (略)	(略)	(2) (略)	(略)	
(3) 戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	(略)	(3) 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令（平成12年自治省令第5号）第1条の2に規定するものに限る。以下同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同法第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）	戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき 400円	
(4) (略)	(略)	(4) 戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく除籍証明書の交付	(略)	
(5) (略)	(略)	(5) (略)	(略)	
(6) (略)	(略)	(6) 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）	除籍電子証明書提供用識別符号1件につき 700円	

現 行				改 正 後				備 考
(5) 戸籍法第48条第1項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付又は同法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）若しくは第126条の規定に基づく届書その他町長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付		(略)		(7) 戸籍法第48条第1項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付、同法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）若しくは第126条の規定に基づく届書その他町長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付		(略)		
(6) 戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届書その他町長の受理した書類を閲覧に供する事務		書類1件につき 350円		(8) 戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届書その他町長の受理した書類を閲覧に供する事務又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務		書類又は届書等情報の内容を表示したものの1件につき 350円		
2 消防法（昭和23年法律第186号）関係手数料				2 消防法（昭和23年法律第186号）関係手数料				
手数料を徴収する事項				手数料を徴収する事項				手数料の金額
(1) (略)		(略)		(1) (略)		(略)		(略)
(2) 消防法第11条第1項前段の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に関する事務	ア (略)	(略)		(略)		(略)		(略)
	イ 消防法第11条第1項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査	(ア) (略)	(略)	(略)	(イ) (略)	(エ) 特定屋外タンク貯蔵所（浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める省令（平成12年自治省令第5号。以下この表において「総務省令」という。） <u>第1条の2</u> で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所（（オ）において「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。）及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）の設置の許可の申請に係る審査	(略)	(略)
		(ウ) (略)						

現 行		改 正 後		備 考			
	(オ) 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	1,180,000円		(オ) 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	1,450,000円
		危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上1万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	1,410,000円			危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上1万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	1,720,000円
		危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	1,590,000円			危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	1,920,000円
		危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	1,950,000円			危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	2,360,000円

現 行				改 正 後				備 考
		危険物の貯蔵 最大数量が10 万キロリットル 以上20万キロ リットル未満の 浮き屋根式特 定屋外タンク貯 蔵所及び浮き 蓋付特定屋外 タンク貯蔵所	2,270,000円			危険物の貯蔵 最大数量が10 万キロリットル 以上20万キロ リットル未満の 浮き屋根式特 定屋外タンク貯 蔵所及び浮き 蓋付特定屋外 タンク貯蔵所	2,740,000円	
		危険物の貯蔵 最大数量が20 万キロリットル 以上30万キロ リットル未満の 浮き屋根式特 定屋外タンク貯 蔵所及び浮き 蓋付特定屋外 タンク貯蔵所	4,550,000円			危険物の貯蔵 最大数量が20 万キロリットル 以上30万キロ リットル未満の 浮き屋根式特 定屋外タンク貯 蔵所及び浮き 蓋付特定屋外 タンク貯蔵所	5,640,000円	
		危険物の貯蔵 最大数量が30 万キロリットル 以上40万キロ リットル未満の 浮き屋根式特 定屋外タンク貯 蔵所及び浮き 蓋付特定屋外 タンク貯蔵所	5,820,000円			危険物の貯蔵 最大数量が30 万キロリットル 以上40万キロ リットル未満の 浮き屋根式特 定屋外タンク貯 蔵所及び浮き 蓋付特定屋外 タンク貯蔵所	7,240,000円	
		危険物の貯蔵 最大数量が40 万キロリットル 以上の浮き屋 根式特定屋外 タンク貯蔵所及 び浮き蓋付特 定屋外タンク貯 蔵所	7,070,000円			危険物の貯蔵 最大数量が40 万キロリットル 以上の浮き屋 根式特定屋外 タンク貯蔵所及 び浮き蓋付特 定屋外タンク貯 蔵所	8,790,000円	
(カ)	(略)	(略)	(略)	(カ)	(略)	(略)	(略)	
(シ)	(略)			(シ)	(略)			

現 行				改 正 後				備 考
	ウ (略)	(略)	(略)		ウ (略)	(略)	(略)	
(3) (略)		(略)	(略)	(3) (略)		(略)	(略)	
		(略)	(略)			(略)	(略)	
(8) (略)				(8) (略)				
3 (略)				3 (略)				
10 (略)				10 (略)				
				附 則				
				(施行期日)				
				1 この条例は、令和6年3月1日から施行する。ただし、別表の2 消防法（昭和23年法律第186号）関係手数料の部(2)の款イの項の改正規定（「第1条の2」を「第1条の3」に、「第1条の3」を「第1条の4」に改める部分を除く。）は、令和6年4月1日から施行する。				
				(経過措置)				
				2 附則第1項ただし書に規定する規定の施行の際現に申請書を受理しているものに係る手数料については、なお従前の例による。				